

令和6年11月6日

公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部  
本部長 中村 裕昌 殿

東京労働局長

関東地方整備局長

## 建設業における働き方改革の推進と将来の担い手の確保に向けた要請書

平素より格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業は、私たちの生活に直結するインフラの整備・維持・修繕に加え、災害発生時の復旧・復興作業など、社会において重要な役割を担っておりますが、未だ建設業における労働時間は他の産業と比較しても長く、各職種において慢性的な人手不足の状況が継続しているため、働き方改革を推進し長時間労働のは止を図るとともに、週休2日を確保することにより、労働者が働きたいと思えるような魅力ある職場づくりを実現させることによって、将来の担い手を確保することが急務となっております。

また、働き方改革については、時間外労働の上限規制が建設業についても、令和6年4月1日より適用されました。

さらに、建設業がインフラ整備の担い手・地域の守り手としての役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、本年の通常国会において、いわゆる第三次担い手3法が成立したところです。

東京労働局及び関東地方整備局では、建設業における働き方改革の推進や人材の確保・育成・定着等に向けて、これまで連携して、長時間労働削減に向けた自主的な取組の促進、上限規制の円滑な適用に向けた周知・支援、週休2日をはじめとした適正な工期及び請負代金の設定並びに適切な価格転嫁に向けた取組などの周知・啓発を取り組んでまいりましたが、建設業界を取り巻く現状に鑑みますと、これらの取組を一層加速させる必要があります。

これらの取組を実効あるものとするためには、建設事業者に留まらず、工事発注者等の御理解・御協力が必要不可欠です。

つきましては、貴団体におかれまして、これらの取組の趣旨に改めて御理解いただくとともに、関連する団体等に対する周知・啓発に御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

併せて、建設事業者が下請等協力事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう、工事発注者等においても建設事業者との取引上必要な御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。